

平成28年12月伊賀南部環境衛生組合議会第190回臨時会会議録

平成28年12月26日（月曜日）

議 事 日 程

平成28年12月26日（月曜日）午後3時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第14号 伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

第5 議案第15号 平成28年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

出席議員

岩田 佐俊 嶋岡 壯吉 福岡 正康 福田 博行 細矢 一宏
三原 淳子 森脇 和徳 吉住 美智子 吉田 正己

欠席議員

森岡 昭二

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	前田 國男
事務局長	手島左千夫	総務担当参事	田中 明子
総務担当参事	大橋 久和	総務担当参事	森永 典生
総務室長	石橋 勝	業務室長	伊集院時仁

事務局職員出席者

書記長 米山 暢子 書記次長 黒岩 宏昭
書記 岡田 順正 書記 岡田 隆之

午後3時00分開議

(細矢一宏議長席に着く)

議長(細矢一宏) 皆さまこんにちは。

森岡昭二議員より欠席の届がありましたのでご報告を申し上げます。

ただいまから、平成28年12月伊賀南部環境衛生組合議会第190回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(細矢一宏) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第93条の規定により、森脇和徳議員、嶋岡壯吉議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(細矢一宏) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(細矢一宏) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決しました。

日程第3 諸般の報告

議長(細矢一宏) 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成28年10月及び11月に執行した例月出納検査結果、並びに平成28年度執行の定期監査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第4 議案第14号 伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細矢一宏） 日程第4、議案第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第14号、伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事評価制度が同法上位置付けられたことにより、職員の降給の手続、事由等を定めるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由のご説明といたします。

議長（細矢一宏） これより、質疑を行います。

なお、本日の質疑は、会議規則第43条の規定により3回までといたします。

三原淳子議員。

議員（三原淳子） 議案第14号について質問します。今回、伊賀南部環境衛生組合職員に人事評価の基準を作って、そしてそれが賃金に反映されていくということですが、その明確な基準はまだ今から職員の皆さんと目標設定から話し合っていくということですが、この人事評価の基準、目標設定をいつまでに作ってそして誰がこの評価者となるのか。このことについてお答えください。

そして、この伊賀南部環境衛生組合での公務労働の成果というものが問われると思います。成果とはいったいどういうものを考えているのか。その考え方について聞きたいと思います。自治体の仕事、公務労働というのはすぐさま数字などで成果が表れるというものではありません。懸命に仕事をしたら市民から感謝された。これが何よりも成果の一つだと思いますが、それをするにあたっては、時間もかかる場合もあります。職務を遂行するにあたって効率化ということも同時にしなければならないことであります。住民に喜ばれる仕事と効率化というのが同時にあると思います。住民に対して本当に良くなってきている、感謝されるということが、職員のモチベーションアップにもつながるということで、この目標設定というの大変難しいと思いますし、まして現業の皆

さんの、その仕事の様子の評価をすとなったら、本当に大変、評価者も評価される側も大変困難なことではないかと私は思います。そしてこの評価についてであります、絶対評価の方法をとるのか、ここを確認したいと思います。今でも職員の皆さんの働き方というのは一定の評価をされていると思いますが、今問題があるのか、それとも円滑に皆さんチームワークでもって業務を遂行していつているのか、今の現状もあわせてお聞かせください。

議長（細矢一宏） 事務局長。

事務局長（手島左千夫） 失礼します。三原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。今回の条例改正ですけれども、まず、根本的にですけれども、地方公務員法の改正に伴って、私どもの条例の大半が規則を含めてですけれども、名張市の条例・規則に準じております。そういうことの中でですね、名張市の議会でも、この12月議会において先般来から条例改正をお認めいただきました。その内容と全く変わらない内容で今回改正をお願いをいたしております。そういう中であって、ご意見の中に具体的に人事評価の運用についてご質問がございました。先ほどの全員協議会の中でもですね、お答えさせていただきましたように、その運用については今後名張市の職員の人事評価制度も十分に踏まえながらですね、私どもの衛生組合としての人事評価の制度を運用してまいりたいと考えておりますけれども、その評価の考え方ということで、一つは大きく、まずは職員自らがですね、その年1年間の目標を立てまして、その目標に対して年度末を想定してですね、年度末にいったいどこまで、それから達成できたかというような目標管理制度を導入いたしまして、その本人の申告とともに、また、あわせてその他公務員としてですね、職員として1年間どうであったかというような自己申告、それに対する管理職、現業職員でいきますとその上位の管理職は室長になりますけれども、その室長の評価を踏まえて、先ほどご説明させていただきました目標管理とともにですね、評価点により評価を行っていくということが根本的な考え方になってございます。当然、その1人1人の評価については、絶対評価でもって評価をしながらですね、今後具体的内容について基本的なものを考えていきたいと思っておりますし、現在、実際の業務の内容はどうかというご質問ですけれども、当然職員1人1人がなかなかご意見にもありましたように難しい業務がございますので、複数人が協力をしあいながらごみの収集にまたその処理にあたってござりまして、現在まで何ら職員の作業においては問題はないというように私ども考えております。以上です。

議長（細矢一宏） 三原淳子議員。

議員（三原淳子） 評価の基準や運用についてお答えいただきました。答弁が抜けていたのが公務労働の、伊賀南部環境衛生組合での公務労働の成果とはどう考えるのか。ここも後ほど答弁ください。そして、清掃現場で働く皆さんの、自治体労働者としての働きがい、これはいったいどういうものなのかというところなんです。今から現場の皆さんと話し合いをしていくということですが、住民の皆さんが清掃行政に何を望んでいるか。こういう視点でもって自ら、ご自身自身で考えていってもらい目標設定をするということですが、その個人の目標設定を評価者である室長が評価していく。本人の自主申告でもって評価の材料としていく。これ大変難しいですよ。ご本人1人1人それぞれ違います。目標設定も違うだろうし、自分がどれだけ目標達成したかというのも、主観的なものが入っているわけで、それを評価者である室長が評価していく。この人事評価制度、大変矛盾もありますし、大変困難であるし、果たしてそれが公平でそして全体的に職場のモチベーション上げるものにつながっていくのかといたら、それは大変疑問に思います。ましてこれがですね、賃金に反映してくるわけですよ。そうやって予算は変わらない範囲のままで、評価のいい者の賃金が給料が上がる、評価の悪い者は降給、降号になっていくということですから、まさにこのチームワークでお互いに助け合いました、技術の継承をしながら職場のモチベーションを上げて、また、環境もよくして技術も継承していかなければならない職場の中で、それがはたして、なじむのかというのが大変な私の懸念であり疑問であります。この職場に成果主義の人事評価というのがなじまないというふうに私は思っているわけでありまして。その一番の成果が何かということが、先ほど答弁なかったのをこれをお答えいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

議長（細矢一宏） 事務局長。

事務局長（手島左千夫） 失礼します。申し訳ありません、公務労働の成果ということのご質問に対して答弁漏れがございました。まさに非常に難しい部分ではあるかと思えますけれど、やはり私ども公務員としてですね、与えられた職務をしっかりと全うしながらですね、やはり住民の方々、関係者の方々ですね信頼を得ていくということがまず第1であろうかと。そういう中であってやはり清掃業務といえどもですね、いかにその作業を効率的にまた適正に行っているかということをご自身でその業務に反映させていくと。そういったことがやはり個人個人のモチベーションのアップにもつながる

であろうし、そういったものがやはり業務全体の成果を生んでいくんだらうというように我々考えております。そういう中であって、ご意見にありましたその人事評価がですね、逆にモチベーションを下げるのではないかというご意見をいただきましたけれども、確かにそういった降給だとか降号だけを見るとですね、そういったモチベーションの低下になるんじゃないかというような考え方もあろうかと思えますけれど、私どもはその人事評価全体を見た中で、今はまだこれからですので、道半ばではありますけれど、先ほどもご答弁させていただきましたように、名張市の人事評価を踏まえながらですね、やはり適正に、頑張った者がですね報われる、そういった評価。あわせてやはり業務に、そんなことは当然あり得ないわけですがけれども、不心得であったりですね、やはり他市でも一部報じられているように、例えば遅刻が多いだとかですね、無断欠勤があるとか、もしそんな事態に陥ったときにはですね、きっとそういった分も評価の対象にしていかないといけないというふうに考えております。そういった相対的な人事評価の中でやはり頑張った者が報われていくと、そういった制度にしていかないといけないというふうに我々は考えております。大変難しい問題ですのでこれからしっかりとそういった評価の分野についてですね、具体的に決めながらですね、職員に当然十分説明をして、理解をしながらですね、そういった評価制度が十分生かされるようなものにしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（細矢一宏） 三原淳子議員。

議員（三原淳子） 頑張った者が報われるということなんですけども、もちろん頑張った人は評価をしてですね、皆さんを引っ張っていくという役割も担っていただくということもあると思います。が、しかし、今回の人事評価にのった成果主義というのは同じ予算の中での行ったり来たりですからね、一方で頑張った、よく頑張った人に給料を増やすというのは一方で減らすことが起きてくるわけですね。それがはたして自治体の公務の職場の中でそれがいいのかというところが問われている。一般の企業とは違い住民の福祉向上というのが公務の最大の目標でありますから、それを果たすために1人ではなくその部署のチーム全体で取り組んでそれぞれの役割を果たしていくことによって、住民の暮らしを守り福祉を向上させていく。また、清掃業務にあたっては、住民の皆さんの環境を守っていくということにつながると思うんですね。頑張った者はもちろん評価される、そして昇給もしていくでありましょうし、役職にもつくでありましょう。そういった皆さんがしっかりと頑張っていける環境をつくることにしても、やはり同じ仲

間が同じようにレベル上げていかないと同じチームの中で一人でも働き方が問題があればそこは全体が大変なことになってしまいますから、みんなで上がっていく、そういう職場環境を作っていくってほしいというふうに思います。民間企業でもこの成果主義というのを早くに導入してですね、頑張った者の賃金をどんどん上げていく、頑張らない者はもう下げていくということが行われてきました。ところがそれは個人主義になってしまうために技術の継承が不完全になるでありますとか、また、具体的にいいましたらJOCの臨界事故、三菱自動車のリコール隠しとか、そういったことでその成果というものが第1になってですね、職場環境が悪化したということがあって、この成果主義というのをやめたという例もあるわけです。そういった状況があるにもかかわらず、今回法改正でもって自治体の職員にこの人事評価制度そして分限の強化というのが条例改正しなければならなくなりました。私ども日本共産党は、国会の中でこの公務員に対する評価制度、人事評価、成果主義はなじまないということで反対をしておるところであります。何より自治体の職員の皆さんが何を成果にするのか、これが本当に大事だと思います。住民の皆さんの方を向いて仕事をするためにも、人事評価をするよりもやはりみんなで改善をしていく、チームで職場環境を良くして住民の暮らしを守るというふうにするの方が、評価者、被評価者ともに安心した職場になるというふうに思うわけですね。今回はこの法改正に基づいた条例改正ではありますけれども、具体的にこの基準を作るときには何が一番大事なのかというところをもう一度しっかりと考えをもつていただいて、清掃業務にあたる皆さんと一緒にその目標設定でありますとかというものを決めていただきたいというふうに思います。このことについて最後答弁お願いします。

議長（細矢一宏） 事務局長。

事務局長（手島左千夫） ご意見にありましたようにですね、大変この職員をですね、評価をしていくということは非常に難しい部分があるかと思えます。そういった部分についてはですね、先ほどもご答弁させていただきましたように、それぞれ職員にですねしっかりと制度の状況なり運用の仕方、そういったものを説明しながらですね、適正に評価ができるようにこれからも具体的な運用の仕方についてきちっと考えていきたいと、このように考えております。以上です。

議長（細矢一宏） ほかに質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

ないようでありますから、これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

三原淳子議員。

(三原淳子議員登壇)

議員（三原淳子） 議案第14号、伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

人事評価制度では、人件費の抑制の目的で成果主義賃金が導入されましたが、過大ノルマ、競争、分断、目先の利益の追求、技術の不継承など、多くのトラブルや職場崩壊をもたらし、民間では見直しが相次いでおります。2011年富士通総研経済研究レポート「成果主義と社員の健康」では、導入とうつ病など精神疾患による長期休業の増加と関係が指摘をされております。自治体では地方公務員法の改正によって職員の人事評価制度が実施されておりますが、住民サービスを改善する目標と同時に経費削減、収入の確保など財政危機を理由とした行革を推進するために、行革での成果が評価対象となり、地方自治の本旨に逆行する事態があります。事例としては、北九州市で生活保護受給を削減する数字目標の設定がありました。保護申請の抑制で住民の命が失われる。あってはならない事態が起きています。職員の意識が住民ではなく首長やその方針、上司の評価に向いてしまうため、成果主義は公務職場にはなじみません。また行政の仕事は職員個人ではなくチームで行うものであります。人事評価項目、達成度、職務の質・量、課題等に関する評価、これを作るのは大変困難ではないでしょうか。評価者、被評価者ともどちらも職場でのしんどさを抱えるのではないかと思います。今回の条例改正は、人事評価制度を基に、業績、能力及び態度、この評価が悪く改善されない場合、また、心身の故障や職務の級に分類されている職務に適格性を欠く状態等、評価者の判断で降給処分とするものでありますが、職員の業績の回復や業務全体の円滑な遂行につながるものではありません。自治体職員が喪失感を持つとき、やる気をなくすとき、それは職場の雰囲気が悪くなった、上意下達の仕事が増えた、作業環境が悪くなった、こういったことがアンケートの中で明らかになっていきます。経費と人件費削減の中で人間関係と仕事の忙しさが密接にあることがわかります。人事評価制度と分限処分は自治体労働者の労働環境を息苦しくして、それは住民サービスに影響するのではないのでしょうか。住民からの感謝の声をきいたとき、地方自治の本旨による住民生活、福祉や権利擁護に役立っていると実感することができるとき、職員は職務へのやりがい、達成感をもってモチベーションが上がると聞いています。職員1人1人の能力を最大限生かして発

揮できる職場環境を求め、この条例には反対といたします。議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（細矢一宏） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（細矢一宏） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 平成28年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について

議長（細矢一宏） 日程第5、議案第15号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第15号、平成28年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算は、人事院勧告に伴う給与改定や人事異動等に伴う人件費の精査のほか、それぞれの事業進捗を踏まえ、所要額の精査をいたしたものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

まず、総務費の一般管理費をはじめ、環境衛生費の各費目における職員人件費等におきましては、人事院勧告による給与改定や収集及びクリーンセンター業務体制の見直しによる職員の配置換えに伴い、それぞれ所要額の精査を行っております。

また、環境衛生費の収塵車管理費におきましては、本年2月の労務単価の見直しに伴い、ごみ収集業務委託料で760万5千円の増額を行っております。

クリーンセンター費におきましては、2次燃焼室の耐火物の劣化に伴う緊急修繕経費として295万5千円を増額いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

平成27年度の決算確定に伴う繰越金の精査により、1,237万4千円を増額計上

いたしております。

これらによりまして、総額1,237万4千円を追加し、平成28年度予算総額は18億7,037万4千円といたしております。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（細矢一宏） これより質疑を行います。

質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（細矢一宏） 起立全員であります。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（細矢一宏） 以上をもちまして、本組合議会臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成28年12月伊賀南部環境衛生組合議会第190回臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後15時25分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員